解体業・破砕業の変更届について

許可を受けた内容に変更があったときは、30日以内に届出を行わなければなりません。

解体業及び破砕業の両方の許可を受けている場合は、それぞれの変更届を同時に提出してください。その際、破砕業変更届の添付書類の一部（下表の３から７）は不要です。

●　提　出　書　類

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更内容 | 個人 |  | 法人 |  | 共通 | |
| 事業者及び使用人の氏名、住所 | 商号、本店所在地 | 役員等 | 大口（5%以上）の株主、出資者 | 事業所名称 | 事業所の移転、施設の変更 |
| １-１　解体業  変更届 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| １-２　誓約書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ２-１　破砕業  変更届 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ２-２　誓約書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ３　住民票抄本（本籍記載のもの） | ○注１ |  | ○注１ | ○注１ |  |  |
| ４　法務局が交付する登記されていないことの証明書又は、本籍地の自治体が交付する身分証明書 | ○注１ |  | ○注１ | ○注１ |  |  |
| ５　定款又は寄付行為 |  | ◎ |  |  |  |  |
| ６　法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | ▲ | ◎ | ◎ | ○注２ |  |  |
| ７　出資者名、保有株式数又は出資額を記載した書類 |  |  |  | ◎ |  |  |
| ８　施設の図面、設計計算書、付近見取図 |  |  |  |  |  | ◎ |
| ９　施設の所有権・使用権を証する書類（公図写、土地等の登記事項証明書、契約書等） |  |  |  |  |  | ◎ |
| 10　標準作業書 |  |  |  |  |  | △ |

凡例　◎：必須書類

○：次の注意点による場合のみ必要

注１：新たに役員等（役員、使用人、法定代理人、株主等）になった者のみ

注２：株主等が法人の場合

△：内容を確認し、適切であれば返却

▲：未成年者でその法定代理人が法人である場合は、その法人の登記事項証明書が必要

書類の補足説明

・ ３、４、６及び９は、手続きの直近に交付を受けたものを提出してください。

・ ３、４は、未成年者でその法定代理人が個人の場合はその個人のもの、法人の場合は役員全員分（役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問等を含む。）も必要となります。

・ １-１～２-２　変更届及び誓約書

→　誓約書は解体業と破砕業の兼用様式です。両方の許可を持っている方が、変更届を行う場合は解体業用１部、破砕業用１部が必要です。但し、登記事項照明や住民票・登記されていないことの証明等はどれか１部に原本を添付すれば、他の添付はコピーを使うことができます。

３ページ以降に記入例が、６ページ以降に様式(未記入のもの)があります。

・ ３　住民票抄本（本籍記載のもの）

→　住所地の市町村等役場で交付を受けてください。

外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票抄本に限ります。

・ ４　いずれかの証明書を提出してください。

①法務局が交付する（成年被後継人、被保佐人として）登記されていないことの証明書

→　香川県内での交付窓口は、高松法務局（高松市丸の内１番１号（高松法務合同庁舎内））のみとなっています。

オンラインによる交付制度もあるようですので、法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度Ｑ＆Ａ」等を参考にしてください。

②本籍地の自治体が交付する身分証明書

→ 本籍地の市町村等役場で交付を受けてください。

●　提出部数、提出方法

・提出部数　1部

**※届出の控えが必要な方は、副本１部と返信用封筒（切手を貼付したもの）も合わせて提出いただければ、受付印を押して返送します。（受付日付は、県に書類が到着した日となります。）**

・提出方法　郵送による（なるべく書留郵便など配達の記録が残るものを使用してください。）

・郵送先　　〒760-8570　高松市番町四丁目1番10号

　　　　　　　　　　　　香川県環境森林部循環型社会推進課自動車リサイクル法担当　宛

記　　載　　例

様式第７(第58条関係)

解体業変更届出書

令和○年○月○日

香川県知事　殿

〒　＊＊＊－＊＊＊＊

住　　　　所　香川県○○市＊＊＊＊＊

氏　　　　名　株式会社○○

　　　　　　　代表取締役　○○

電 話 番 号： ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊

　令和○年○月○日付け第20373\*\*\*\*\*\*号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の  内容 | 新 | 旧 |
| １　商号、本店  　　株式会社□□  香川県□□市・・・・・・  ２　役員  　　①代表取締役　□□(就任)  　　②取締役　　　○○  　　③取締役　　　□□(就任)  　　④監査役　　　○○  変更のあった日  　　令和○年○月○日 | １　商号、本店  　　株式会社○○  香川県○○市・・・・・・  ２　役員  　　①代表取締役　○○(退任)  　　②取締役　　　○○  　　③取締役　　　○○(退任)  　　④監査役　　　○○ |
| 変更の  理由 | 役員会の決定により、商号、本店及び役員(代表者を含む)を変更したため。 | |

備考　　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

記　　載　　例

様式第11(第64条関係)

破砕業変更届出書

令和○年○月○日

香川県知事　殿

〒　＊＊＊－＊＊＊＊

住　　　　所　香川県○○市＊＊＊＊＊

氏　　　　名　株式会社○○

　　　　　　　代表取締役　○○

電 話 番 号： ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊

　令和○年○月○日付け第20374\*\*\*\*\*\*号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の  内容 | 新 | 旧 |
| １　商号、本店  　　株式会社□□  香川県□□市・・・・・・  ２　役員  　　①代表取締役　□□(就任)  　　②取締役　　　○○  　　③取締役　　　□□(就任)  　　④監査役　　　○○  変更のあった日  　　令和○年○月○日 | １　商号、本店  　　株式会社○○  香川県○○市・・・・・・  ２　役員  　　①代表取締役　○○(退任)  　　②取締役　　　○○  　　③取締役　　　○○(退任)  　　④監査役　　　○○ |
| 変更の  理由 | 役員会の決定により、商号、本店及び役員(代表者を含む)を変更したため。 | |

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

記　　載　　例

誓　約　書　(解体業・破砕業用)

令和○年○月○日

香川県知事　殿

〒　＊＊＊－＊＊＊＊

住　　　　所　香川県○○市＊＊＊＊＊

氏　　　　名　株式会社○○

　　　　　　　代表取締役　○○

電 話 番 号： ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊

私(当社及び役員等)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに規定する欠格要件  イ 　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ロ 　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ハ 　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ニ 　第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ホ　 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  へ 　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）  ト　 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの  チ 　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  リ 　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの  ヌ 　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  ※：精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |

様式第７(第58条関係)

解体業変更届出書

　　　年　　　月　　　日

香川県知事　殿

〒

住　　　　所

氏　　　　名

電 話 番 号：

　 　　　年　　　月　　　日付け第　　　　　　　　　　　　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の  内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の  理由 |  | |

備考　　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

様式第11(第64条関係)

破砕業変更届出書

　　　年　　　月　　　日

香川県知事　殿

〒

住　　　　所

氏　　　　名

電 話 番 号：

　　　年　　　月　　　日付け第　　　　　　　　　　　　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の  内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の  理由 |  | |

備考　　用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

誓　約　書　(解体業・破砕業用)

　　　年　　　月　　　日

香川県知事　殿

〒

住　　　　所

氏　　　　名

電 話 番 号：

私(当社及び役員等)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに規定する欠格要件  イ 　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ロ 　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ハ 　この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ニ 　第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ホ　 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  へ 　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）  ト　 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの  チ 　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  リ 　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの  ヌ 　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  ※：精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |